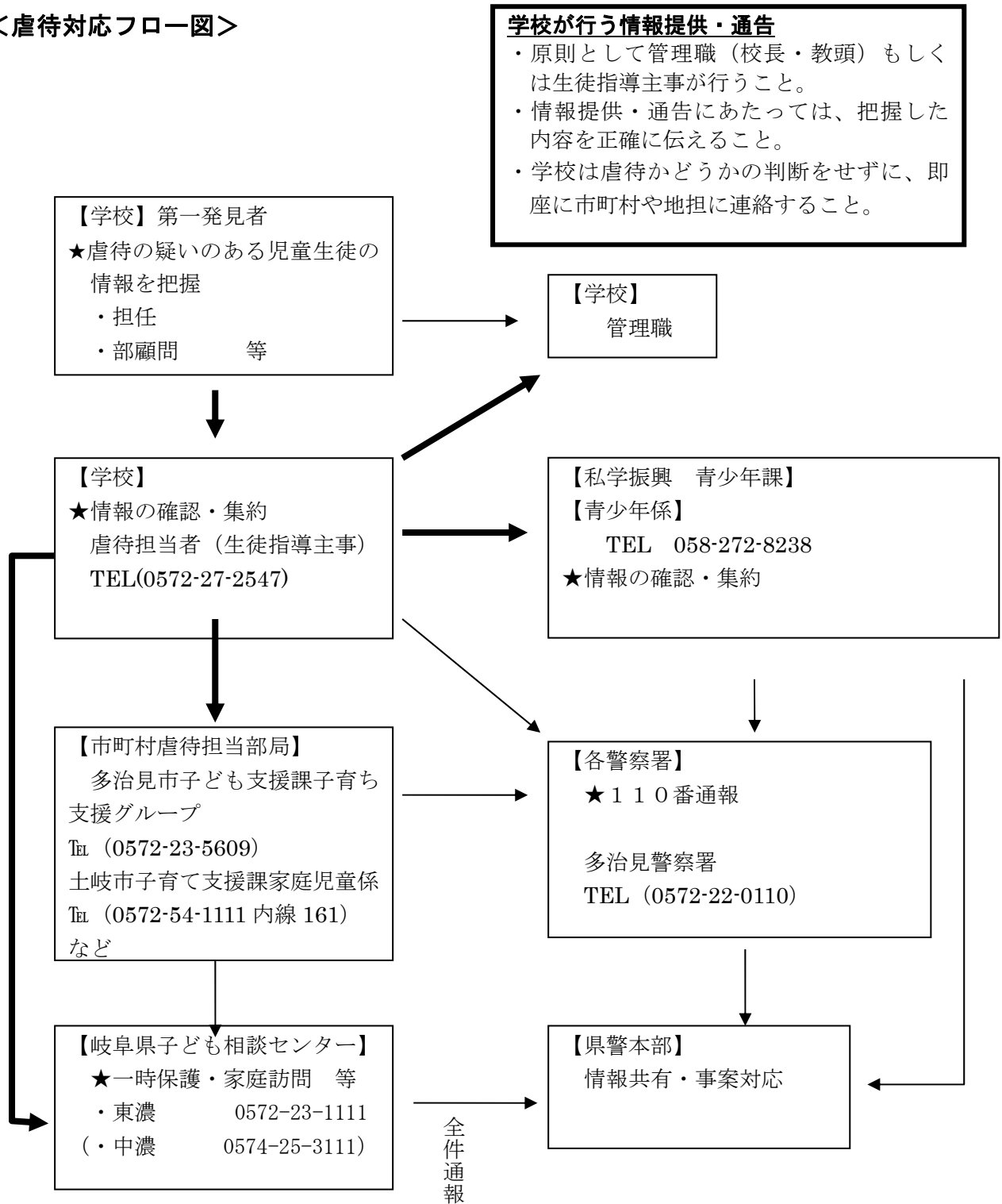


<虐待対応フロー図>



学校が行う情報提供・通告

- ・原則として管理職（校長・教頭）もしくは生徒指導主事が行うこと。
- ・情報提供・通告にあたっては、把握した内容を正確に伝えること。
- ・学校は虐待かどうかの判断をせずに、即座に市町村や地担に連絡すること。

注1 不自然な外傷がある、連絡のない欠席が続く、帰宅を嫌がるなどの虐待の兆候や状況の変化が認められる場合は学校から直接子ども相談センターにも通告する。